

# 服装規程

## 1 総則

- (1) 服装は人柄をあらわす。徒に華美に流れ又粗野不快の感じを与えることのないように心掛けがけなければならない。
- (2) 髪型は高校生らしく、他人に奇異不快の感じを与えるようなものであってはならない。  
男子等の場合、極端な長髪や刈り上げ又はパーマ・染髪等高校生にふさわしくないものは禁ずる。  
女子等の場合、髪は束ねることが望ましい。リボンの着用は自由であるが色は黒、茶、紺に限る。パーマ・染髪等は禁ずる。
- (3) やむを得ない事情により、この規程にそぐわない服装をするときは、生徒指導部の許可を得なければならない。(異装届)

## 2 服装(男・女)

- (1) 制服は、冬服・夏服とも学校指定のものから選択する(型・生地については制服仕様書に定める。)ただし、シャツ・ソックスについてはこの限りではない。
- (2) コートの型は定めないが、華美にならない黒・紺のものとする。
- (3) 靴は黒、茶の短靴、又は運動靴とする。サンダル類は認めない。
- (4) カバンは、学生カバン又はスポーツバック、リュックとする。

## 3 その他

- (1) 冬服の着用は、原則として10月1日から5月31日までとする。
- (2) 夏服の着用は、原則として6月1日から9月30日までとする。
- (3) セーター着用は、冬服期間中とし、上着も着用とする。
- (4) スカートの丈については、原則膝下(膝及び膝裏が完全に隠れる)とする。
- (5) ・シャツは白のワイシャツとする。  
・ソックスは黒・紺とする(ワンポイントも可とする)。長さはソックス以上とし、アンクレットタイプ及びフットカバータイプは認めない。また、ルーズソックスも認めない。(式典等はハイソックスを着用する)  
・黒のタイツを着用してもよい。
- (6) ネクタイ・リボンは、冬服着用期間は必ず着用し、夏服着用期間は着用を自由とする。
- (7) 教室用上履き、体育館用上履きも学校指定のものとする。
- (8) 規程内容に問題等が生じたときには、職員会議等において、これを審議、検討する。

# 生徒心得

## 1 校内生活

- (1) 登校時刻に遅れないこと。(始業時刻8:40の5分前8:35までに入室していること)
- (2) 放課時刻までは許可なく外出しないこと。
- (3) 自転車は所定のステッカーを貼った上、指定された場所に必ず置き必ず鍵をかけること。
- (4) 学用品その他所持品には自分の学年、組、氏名を明記すること。
- (5) 貴重品の保管には注意し、金銭の貸借はしないこと。
- (6) 授業中は携帯電話を絶対に使用しないこと。
- (7) 学校の施設設備・校具その他物品を大切にすること。
- (8) 教科外活動に学校の施設を利用したり校具を借用するときは生徒指導部長および関係の係に届けて許可を得ること。
- (9) 校内に掲示、連絡、貼紙、配布、募金、署名などをするときにはあらかじめ生徒指導部長の許可を得ること。
- (10) 掲示、連絡、校内放送に注意を払うこと。
- (11) 校内に突発した事件は直ちに生徒指導部または、もよりの教職員に連絡すること。

## 2 校外生活

- (1) つねに高校生としての自覚に基づいて行動すること。
- (2) 登下校時及び校外における公的活動においては服装規程に従うこと。
- (3) 不要の外出、夜間の外出はしないこと。
- (4) 不健全な場所への出入りを慎むこと。
- (5) 友人宅その他の場所への無断外泊をしないこと。
- (6) バイクの無免許運転や2人乗りをしないこと。
- (7) アルバイトは原則として行わないこと。ただし、特別な事情のあるものに対しては保護者と相談の上、認める場合がある。

# 運転免許及び車両運転に関する規程

## 1 運転免許取得について

### ①普通自動車運転免許

- (1) 運転免許取得のため自動車学校へ入校して教習を受けることができるのは、第3学年次の11月1日以降であって、それ以前に入校しないこと。また、学業に支障のない場合に限る。
- (2) 運転免許を取得しようとする生徒は、保護者の同意を得て、「自動車学校への通学許可願」(様式1)を学校長に提出して許可を受けること。
- (3) 「自動車学校長の承諾証」(様式2)を提出し、「自動車学校通学許可証」(様式3)を受けること
- (4) 自動車学校通学の際は必ず「自動車学校通学許可証」(様式3)を携帯し、記載されている諸注意を厳守すること。
- (5) 運転免許を取得した生徒は、「運転免許取得届」(様式4)を提出すること。
- (6) 運転免許取得者の卒業時までの車両の運転は認めない。免許証は保護者に預けること。ただし、保護者の同意があれば卒業時まで学校が保管する。

### ②自動二輪免許

取得禁止。

### ③原動機付自転車免許

- (1) 必要に応じて取得してもよい。ただし、運転免許の取得は学業に支障のないよう長期休業中とする。
- (2) 運転免許を取得した生徒は「運転免許取得届」(様式4)を提出すること。

## 2 車両の運転について

- 1 50cc以上を超える二輪車、四輪車等の運転は禁止する。
- 2 運転を認められる車両は50cc未満とし、運転するときは、次の諸注意を守ること。
  - (1) 道路交通法を厳守すること。
  - (2) 下校帰宅後や夜間等のみだりに乗りまわしたり、遠出をしないこと。
  - (3) ヘルメットを着用すること。
  - (4) 集団組織(暴走族)には加わらないこと。
  - (5) 他人の車両を借りて運転しないこと。
  - (6) 保険に加入していない車両は運転しないこと。
- 3 必要書類は担任に申し出、交付を受けること。
- 4 バイク通学は禁止。

令和4年3月22日